

平成24年8月30日

一般社団法人 金融先物取引業協会

会員に対する処分について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分を行いました。

記

1. 処分を受けた協会員名
フォレックス・ドットコムジャパン株式会社
2. 処分内容
過怠金200万円
3. 処分理由

同社は、個人顧客との店頭FX取引と店頭商品デリバティブ取引に関し、証拠金規制導入以降においても同一口座にて取引可能な設定としていたため、店頭商品デリバティブ取引の含み益を店頭FX取引に係る証拠金の額に加えるという運用を行っていた。平成23年8月17日、本協会のモニタリングにより、同社の証拠金管理の運用に関し適切に行われているか疑義が生じたため、本協会モニタリング担当者が同社担当者に対し説明を求めたが、同社から当該行為を認める回答は得られなかった。その後、本協会から同社に対し当該行為に関する問合せを複数回行ったことから、同社は本件事態の緊急性及び本協会への報告の必要性を認識したものの、親会社(米国)との協議に時間を要したことなどの理由から、それらの問合せに対して明確な回答はされなかったが、同年11月18日、同社内部管理責任者の申告により、本件が発覚することとなった。

同社の内部管理責任者は、本協会が指摘を行う以前の平成23年6月頃より、店頭FX取引と店頭商品デリバティブ取引の顧客口座を区分して管理することが望ましいのではないかと考えていたものの、特に外部専門家の助言等を求めることもなく、内部管理責任者自身の法令の理解が不十分であったこと等を理由として、当該行為を継続させていた。また、同年8月17日及び9月26日に本協会から当該行為に関する問合せを受けたことにより、当該行為が法令違反であるとの認識は徐々に高まったものの、同年11月18日に内部管理責任者自身が当該行為の違法性を確信するに至るまでの間において、是正処置等の対応を行わなかった。

本件違反行為については、個人顧客との店頭FX取引と店頭商品デリバティブ取引に関し、証拠金規制導入以降においても同一口座にて取引可能な設定としていたため、店頭商品デリバティブ取引の含み益を店頭FX取引に係る証拠金の額に加えるという運用を行っていたことにより、その結果、平成22年8月1日から同23年11月30日までの期間に、当該含み益を実預

託額から除外した場合、実預託額が必要証拠金に不足しているにもかかわらず、店頭FX取引の新規建て取引(45口座、593件)を行い、さらに、営業日ごとの一定時刻に同様な状況にあるにもかかわらず、不足額を預託させることなくその店頭FX取引を継続させていた(1口座、13件)ものである。

同社の行った違反行為は、金融商品取引法第38条に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第27号及び28号並びに、金融先物取引業務取扱規則第3条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反するものであり、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

4. その他

処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。

以 上